

人権相談窓口・人権ライブラリーのご案内

法務局・地方法務局の電話・メール人権相談窓口

こどもの人権 110 番 (全国共通・通話料無料)

0120-007-110 ぜろぜろななの ひゃくとおぼん [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

みんなの人権 110 番 (全国共通)

0570-003-110 ぜろゼロみんなのひゃくとおぼん [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

SNS (LINE) による人権相談

SNS (LINE) から、
人権相談をすることが
できます。

LINEでも相談を受け付けています
LINEじんけん相談

アカウント名: SNS人権相談

こちらから友だち追加してください ▲



こどもの人権 SOS-e メール



パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



こどもの人権 SOS ミニレター

「こどもの人権 SOS ミニレター」に相談したいことを書いて、郵便ポストに入れてください。切手はいりません。あなたの希望する方法（手紙・電話）で、人権擁護委員や法務局職員から返信します。



人権ライブラリーのご案内

人権に関する資料（図書、ビデオ、DVD、展示パネル）を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーをご利用ください。遠方の方でも郵送等による貸出しも行っています。詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのウェブサイトをご参照ください。

人権ライブラリー

※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール: library@jinken.or.jp

ウェブサイト <https://www.jinken-library.jp/>

[開館時間] 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休館)

人権ライブラリー

検索

本 DVD に収録されている映像は、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です

法務省チャンネル

検索

<https://www.youtube.com/MOJchannel>

人権チャンネル

検索

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

令和5年度法務省委託 人権啓発動画



～ハンセン病と家族の物語～ 夢でしか帰れなかった故郷

活用の
手引き

法務省人権擁護局／公益財団法人 人権教育啓発推進センター

ハンセン病は現代では発症することはほとんどなく、適切な治療を行えば治る病気であるにもかかわらず、かつて採られた国の強制隔離政策により、人々の心の中にハンセン病は恐ろしい病気だというイメージが植え付けられ、患者・元患者のみならずその家族に対する偏見や差別が作出・助長されました。

ハンセン病患者を隔離するための法律が廃止された現代においても、元患者やその家族に対する偏見や差別はなくなっておりません。偏見・差別の解消にはハンセン病問題に関する正しい知識を得ること、そして、偏見・差別を決して他人事ではなく自分事として捉えることが重要です。

このアニメーションは、小学生がハンセン病問題について学ぶ第一歩として、授業等でお使いいただく教材となっています。

ハンセン病問題に限らず、偏見・差別のない社会を実現するために、このテーマを通じて児童たちと共に話し合い、自らの行動を見つめ直すきっかけとなれば幸いです。



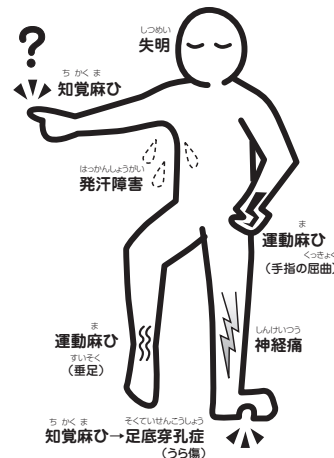
目次

- | | |
|---------------------|-----------------|
| P2 ハンセン病の基礎知識① | P9 本作品のあらすじ |
| P3 ハンセン病の基礎知識② | P10 豎山勲さんプロフィール |
| P4 ハンセン病の歴史 | P11 授業の展開例 |
| P6 患者・元患者への偏見、差別 | P13 ワークシート |
| P7 患者・元患者の家族への偏見、差別 | P14 板書例 |
| P8 ハンセン病をめぐる訴訟 | |



Q. ハンセン病はどんな病気ですか？

A. ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで起きる病気で、かつては「らい病」と呼ばれていました。現在は、「らい菌」を発見したノルウェーの医師の名前をとって、「ハンセン病」と呼ばれています。



ハンセン病に感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。治療法がない時代には、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありました。後遺症はあくまで病気が治癒した後に残った状態のものであり、感染することは決してありません。

Q. 他の人に感染しますか？

A. 「らい菌」は感染力が弱い細菌です。発病には個人の免疫力や栄養状態、衛生環境などが関係しますが、現在の日本の衛生環境や医療や生活の環境を考えると、「らい菌」に感染してもハンセン病が発症することはほとんどありません。

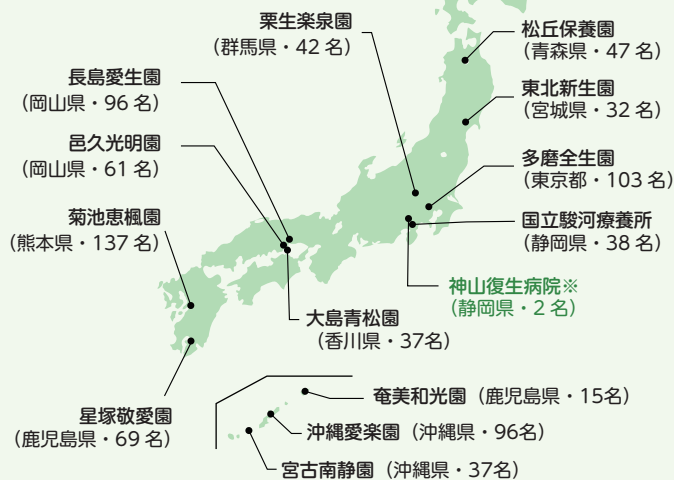
Q. ハンセン病は治療できるのですか？

A. 昭和18(1943)年、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。我が国では、昭和21(1946)年から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24(1949)年から広く使用されるようになりました。その後、別の有効な治療薬も開発され、現在では多剤併用療法(3種類の抗菌薬を併用)が用いられています。

ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、後遺症を残すことなく、治るようになっています。

ハンセン病療養所 (令和5年5月1日時点)

入所者総数 (14 力所) 812 名
 国立療養所 13 力所
 私立療養所 1 力所



※は私立療養所

ハンセン病は、中世では仏罰による天刑病又は業病、近世では遺伝と考えられ、近代以降は隔離が必要な伝染病であるとの認識が持たれていました。ハンセン病患者は家族などへの偏見・差別を恐れて、家に隠れて暮らすか、家を出て放浪するほかありませんでした。

明治40(1907)年、各地を放浪するハンセン病患者を療養所に収容する目的で「癩予防二関スル件」が制定されました。昭和6(1931)年になると、この「癩予防二関スル件」が改正され、全ての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、この法律の下で、各地に国立療養所が設立され、患者を強制収容する政策が進められました。

また、昭和初期、国は、全てのハンセン病患者を収容することを目的に、「無らい県運動」を展開します。それぞれの県からハンセン病患者がいなくなるように、県ごとに競わせるようにこの運動を進めました。患者を見つけ出して人里離れた療養所へ送り込み、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒するという光景は、人々の心にハンセン病は恐ろしい病気というイメージを植え付け、偏見や差別を作出・助長しました。このため、ハンセン病患者やその家族は、地域での居場所がなくなっていきました。

さらに、昭和28(1953)年に「らい予防法」が新たに成立し、強制隔離政策が継続しました。療養所には入所規定はあるものの退所規定はなく、実質的には戦前と変わらないままでした。

差別のはじまり

- 中世～近世
体の一部が変形するなどの外観の特徴等から偏見や差別の対象にされることがあった。

患者の隔離政策

- 明治後期（1900 年代）～昭和前期（1940 年代）
「癩予防法」が公布され、偏見や差別は一層助長された。ハンセン病患者は療養所に強制収容された。

治療薬の登場

- 昭和前期（1940 年代）～平成 8（1996）年
ハンセン病治療薬「プロミン」が開発され、治療法が確立されたにもかかわらず、偏見や差別はなくなり、「らい予防法」が公布され、患者の隔離政策はそのまま継続された。

「らい予防法」廃止

- 平成 8（1996）年
「らい予防法」が廃止され、患者の隔離政策に終止符が打たれた。

ハンセン病をめぐる訴訟

- 平成 10（1998）年
熊本地裁で「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起された。
- 平成 13（2001）年
熊本地裁の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」において国の責任を認める判決が出されたが、国は控訴を行わなかった。
- 平成 28（2016）年
熊本地裁で「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」が提起された。
- 令和元（2019）年
熊本地裁で「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」において国の責任を認める判決が出されたが、国は控訴を行わなかった。

ハンセン病療養所

ハンセン病患者は、かつて採られた国の強制隔離政策のために、病気が治っても療養所を出ることができませんでした。入所施設を作るための工事や、園内の様々な作業の多くは患者が担わされました。ハンセン病患者は末梢神経が冒され感覚が麻痺していることが多く、作業で負ったケガなどを放置して大きな障害につながることもありました。ハンセン病の療養所では、逃亡を防止するため、お金の代わりとして園内でしか通用しない園内通用券が発行されました。

また、ハンセン病は遺伝するという間違った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の考え方のために、患者たちはこどもを持つことが許されませんでした。結婚するためには男性が断種手術を受けさせられたり、女性が妊娠したら中絶（堕胎）させられたりしました。

逃亡や反抗した患者は療養所内の懲罰房に入れられ、更に重い罰を与えるために草津にある栗生楽泉園に移動させられ、「重監房」に入れられました。重監房の正式名称は「特別病室」であり、反抗的とみなされた入所者に懲罰を与えるために存在したものです。暖房のない檻のついた小さな部屋に収容された入所者は、たいへんな苦しみを味わい、死亡者も出ました。

昭和 21(1946) 年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になりましたが、強制隔離政策は続きました。昭和 30 年代前後から規制が徐々に緩和され、病気が治り自主的に療養所から退所する人も出てきましたが、強制隔離政策による偏見・差別など社会の厚い壁に阻まれ、やむなく療養所へ戻る人も少なくありませんでした。

「らい予防法」の廃止

平成 8(1996) 年に「らい予防法」が廃止されましたが、ハンセン病患者・元患者に対する社会の偏見は解消されませんでした。ハンセン病は治療可能な病気であること、感染する可能性が極めて低いこと、入所者も病気自体は治癒していることなどが社会に広く伝えられましたが、それでも社会の目は冷たいままでした。

故郷へ帰ることができた元患者もいますが、今もなお、厳しい差別が根強く残るため、故郷へ帰ることを断念し、療養所での生活を続けざるを得ない人がいます。

患者・元患者の家族への偏見、差別

元患者宿泊拒否事件

熊本県が計画していた「ふるさと訪問事業」で、県内のホテルがハンセン病元患者であることを理由に入所者の宿泊を拒否する事件が起きました。その後、ホテル側が形式的に謝罪したことに対して入所者らが「反省がない」と発言。それがマスコミで報道されると、全国の一般の人から入所者に対する非難・中傷の電話や手紙が相次ぎました。

家族への偏見・差別

ハンセン病患者・元患者だけではなくその家族に対しても偏見や差別の目が向けられました。患者・元患者は自分の本名を名乗ることができませんでしたが、患者・元患者本人の名前から家族が特定されることを患者・元患者自身も家族も恐れました。

ハンセン病の患者・元患者の家族は、地域社会では陰口の対象となり、地域での付き合いを断たれ、地域社会を追われ転居する場合も多かったのですが、患者・元患者が身内にいるというだけで、婚約が破棄されたり、離婚されたりするということまで起こりました。

身内にハンセン病患者がいることが分かると、学校や職場で厳しい差別を受け、就職にも影響しました。患者・元患者の家族は、様々な場面で地域社会から孤立し、長い間差別にさらされてきました。

強制隔離政策は家族を引き離し、偏見と差別によって家族の心までも分断していきました。このような家族の被害は、長い間公的に認められてきませんでした。

龍田寮事件

昭和29(1954)年に熊本県のハンセン病療養所「菊池恵楓園」の入所者のこどもが通う保育所「龍田寮」から児童4人が地元の黒髪小学校へ入学することになりましたが、ハンセン病患者を親に持つこどもは、いずれ発病するという偏見からPTAが強く反対し、登校を阻止しようとする事件が起きました。

ハンセン病をめぐる訴訟

らい予防法違憲国家賠償請求訴訟

「らい予防法」は、平成8(1996)年には廃止されていましたが、当時の厚生大臣が法律の「見直しが遅れた」ことを謝罪しただけで、国の法的な責任はあいまいなままでした。平成10(1998)年3月に、国はようやくハンセン病元患者の社会復帰策を明らかにしましたが、長い間の苦しみの補償としてはあまりに弱いものでした。こうした中、平成10(1998)年7月、熊本地裁に「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起され、熊本の菊池恵楓園と鹿児島県の星塚敬愛園の入所者13人が立ち上がり、国の責任を問う裁判が開始されました。翌年には、東京、岡山でも訴訟が提起されます。平成13(2001)年5月11日、熊本地裁で国の責任を認める判決が下されましたが、政府は控訴をしませんでした。これをきっかけに、同年6月には衆参両院で「ハンセン病問題に関する決議」が採択され、新たに補償を行う法律もできました。国は、元患者に謝罪をしました。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟

また、平成28(2016)年には熊本地裁で、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」が始まります。ハンセン病の患者・元患者だけでなく、その家族が国により被った苦しみの責任を問うもので、令和元(2019)年の判決では、原告の訴えがほぼ全面的に認められました。裁判開始当初、原告はわずか59人でした。裁判に参加することで、ハンセン病患者・元患者の家族であるということが分かっしまい、新たな偏見・差別を生む可能性もあったためです。しかし、立ち上がった原告の勇気が力となり、原告の数は最終的に568人にまで膨らみました。この訴訟でも、政府は控訴せず、家族たちに謝罪しました。

しかし、今もなお偏見や差別を恐れて、家族たちの多くは自分の家族にハンセン病元患者がいることを隠して生活することを余儀なくされています。

本作品のあらすじ

直紀は小学3年生。病気が治り、久々に登校したところ、クラスメイトの隼人から席を離されてしまった。担任の及川先生が教室に入ってきて授業が始まり、「ハンセン病」という文字を黒板に書く。及川先生はハンセン病についてこれから学ぶことを伝える。



ハンセン病の病状や思い込みから生まれた「偏見」、そして癪（らい）予防法という法律について学ぶ生徒たち。ハンセン病になったと分かれば無理やりにも療養所に連れていかれ、患者たちはどのような人生を送ったのだろうか。



～ハンセン病と家族の物語～

夢でしか帰れなかった故郷

堅山勲さんが療養所に連れてこられたのは13歳のときだった。改名を強要され、死亡後の解剖を行うことを認める書類に名前を書かされた。

療養所での生活が始まった。患者たちは掃除、洗濯、料理、畑仕事と毎日働かされた。重病患者の世話までさせられた。そのような不安な日々を過ごす中、勲が唯一自由になれるのは夢の中だけであった。母親を亡くしていた勲は夢の中で父親に思いをはせた。勲の父親は66歳で亡くなったが、勲がそのことを知ったのは父親の死後6年が経過してからのことだった。勲がハンセン病になったことで、勲の家族まで差別された。

堅山勲さんの生い立ちに驚きを隠せない生徒たち。及川先生は生徒たちにハンセン病が治る病気だと分かった後も療養所での隔離政策は続けられたと伝えた。

休み時間になり、隼人は直紀に謝る。

隼人とともにクラスメイトたちは、ハンセン病問題を通じて、病気になった人を差別したり嫌がらせをしたりすることはいけないということを学び、成長することができた。



Profile



堅山勲（たてやま・いさお）さん
プロフィール

昭和23年11月28日	鹿児島県伊佐市大口で、堅山家の第5子として生まれる。
昭和37年 9月 5日	国立らい療養所星塚敬愛園に強制入所
昭和39年 4月	国立療養所長島愛生園に転園
昭和42年	出身園である敬愛園に転入所し、その後、敬愛園自治会活動进行。
平成 8年 4月 1日	「らい予防法」廃止に関する諸問題に対し、個人として活動进行。
平成 8年 5月	MBCTV「どーんと鹿児島」星塚人間回復の声～らい予防法廃止が問いかけられるもの等に出演 その後、TV(筑紫哲也)ニュース23を始め、TV・新聞・ラジオ・雑誌等に出演
平成10年 7月31日	熊本地裁に「らい予防法」違憲国賠訴訟を提起 原告13名(第一次)原告団を結成し西日本原告団事務局長を務める。
平成13年 4月14日	全国原告団協議会設立。副会長
平成13年 5月11日	判決。原告が完全勝訴し、同年5月23日、政府控訴断念、熊本地裁判決が確定
平成16年 5月26日	国立療養所星塚敬愛園退所。社会復帰

偏見、差別をなくすためにできること

国の強制隔離政策が廃止されて20年以上が経った今も、偏見や差別が残っていると多くの元患者やその家族は感じています。

自分とは違う一面を持った人へ偏見や差別の気持ちを抱いたことはありませんか。そのような偏見や差別をなくすには、他者の人権を尊重することが重要です。人権が尊重される社会の実現のために、私たちに何ができるのか考えてみましょう。

■ 授業の展開例 (45 分)

項 目	学習の流れ	講義のポイント
はじめに	入室・自己紹介	
	ハンセン病についての概論 設問①「みなさんはハンセン病という病気を知っていますか？」 設問②「自分のせいではないのに、病気になったということだけで差別や嫌がらせをされた人がいました。みなさんはどう思いますか？」	ハンセン病に関する理解度を測るとともに、生徒の興味・関心を引き付ける。
DVD視聴	ODVD を視聴することによって、ハンセン病の基本的な知識を学ぶ。 ○豎山さんのエピソードをアニメーション動画で視聴することにより、ハンセン病患者・元患者が受けた苦しみを心で感じ、理解を更に深める。	
説明	○ハンセン病問題は、患者・元患者のみならず、その家族も嫌がらせや差別を受けてきたことを紹介する。	患者・元患者の家族がいかに辛い思いをしてきたのか、伝える。
ワークシート記入	○ワークシートを使って、ハンセン病について学習する。適宜、下記質問例を活用して、映像の振り返りやハンセン病に対する更なる理解を深める。 ・「病気がうつると困るから」と隼人は直紀の机を離してしまいました。このとき直紀はどのような気持ちだったのでしょうか。 ・ 豎山勲さんは自由に療養所の外に出ることができず、家族とさえ会うことができませんでした。もしあなたが豎山さんだったら、どのような気持ちになりますか。 ・ 自分の周りに嫌がらせや差別をされている人がいたら、どうしますか。	参加者の回答を板書して共有。 ・ 登場人物の心情を想像させることで、ハンセン病問題を自分事として考えさせる。 ・ ハンセン病問題に限らず、偏見や差別のないようにするには、どうしたらよいかを考えさせる。
まとめ	この映像を見て何を感じたのか質問を投げかける。	この授業で学んだことを実生活でも活かせるようにつなげる。

※全体の時間や参加人数など状況に応じて変更してください。

ワークシート

問い
問1

「^{びょうき}病気がうつると^{こま}困るから」と^{はやと}隼人は^{なおき}直紀の^{つくえ}机を^{はな}離してしまいました。このとき直紀はどのような^{きもち}気持ちだったのでしょうか。

問い
問2

^{たてやまいさお}堅山^{じゆう}勲さんは^{りょうようじょ}自由に^{そと}療養所の外に^で出ることができず、^{かぞく}家族と^あさえ会うことができませんでした。もしあなたが^{たてやま}堅山さんだったら、どのような^{きもち}気持ちになりますか。

問い
問3

自分の^{じぶん}周りに^{まわ}嫌がらせや^{いや}差別を^{さべつ}されている人^{ひと}がいたら、どうしますか。

板書例

ハンセン病とは

- うつりにくい^{びょうき}病気
- 今は、よく効く^{いま}薬もあって^{くすり}治すことができる^{なお}

ハンセン病と差別

- 患者は^{かんじゃ}療養所^{りょうようじょ}に閉じ込められて^と家族と^{かぞく}離ればなれになり^{はな}生活をした^{せいかつ}
- 患者・元患者の^{かんじゃ}家族も^{もとかんじゃ}差別^{さべつ}をうけた。

差別をなくすためにできること

ワークシート回答例

- 問い
問1 ○ 仲間外れに^{なか}されて^{はず}悲しい^{かな}
- 病気になったのは^{びょうき}自分の^{じぶん}せいではないのに
という怒り^{いか}
- 問い
問2 ○ 家族に^か会いたい^あ
- 外で^{そと}自由に^{じゆう}遊びたい^{あそ}
- 問い
問3 ○ 困っている人^{こま}に^{ひと}声^{こえ}をかける
- 先生や大人^{せんせい}に^{おとな}相談する^{そうだん}